

三木税務署からのお知らせ ☎82-0501

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

平成30年分の確定申告

●個人納税者のe-Tax利用がより便利に

マイナンバーカードとICカードリーダーライターがなくても、税務署でIDとパスワードを登録すると、パソコンやスマートフォンからe-Tax申告でき、源泉徴収票などの添付書類は提出不要になります。

また、給与所得者(年末調整済)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマートフォン専用画面を利用できます。



●コンビニ納付が可能に

自宅などで作成・出力した「QRコード」をコンビニ店舗に持参すると、レジで納付できます(ローソン、ファミリーマートなど一部のコンビニが利用可能)。

医療費控除を受ける方へ

- ・「医療費の明細書」を提出してください(領収書の提出不要)。
- ・「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すると、領収書、医療費の明細書は不要です。
- ・医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。

平成31年10月から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

▼主な軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品	食品表示法に規定する食品(酒類を除く)で、一定の一体資産(例:おもちゃ付きお菓子など)を含みます。外食やケータリングなどは、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

●軽減税率制度に関する問い合わせ

消費税の軽減税率制度(軽減対象品目の内容、税額計算の方法など)に関する質問や相談は、消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)で受け付けています。

消費税軽減税率 電話相談センター

▼専用ダイヤル
0570-030-456 (市内通話料金)

▼受付時間 午前9時~午後5時(土日祝除く)

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

平成31年1月1日現在で市内に償却資産を所有している方は、償却資産の申告が必要です。償却資産とは、事業をしている方が所有する土地や家屋以外でその事業に用いることができる構築物、機械、器具および備品などのことです。

また、売電目的や事業用として設置した太陽光発電設備や共同住宅の外構なども、償却資産となります。対象となる資産を所有している場合は、平成31年1月21日までに申告書にマイナンバーを記入し、申告をお願いします。申告書がない方は送付しますのでご連絡ください。なお、申告は毎年必要です。

問(市)税務課 資産税係

本人通知制度に登録を あなたの個人情報、勝手に利用されていませんか?

本人通知制度は、本人以外の第三者などに住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合に、交付した事実(証明書の交付年月日や請求者の種別など)を登録した方へお知らせする制度です。



- ▼登録できる方
 - ・市の住民基本台帳に記録されている方、または記録されていた方
 - ・市の戸籍簿・除籍簿に記載されている方
- ▼登録場所
 - ・市役所 3階市民課
 - ・吉川支所市民生活課
 - ・各市立公民館(預かりのみ)
- ▼登録に必要なもの
 - ・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証など)
 - ・代理人の場合は、委任状(登録する方が未成年で、申請者が法定代理人の場合は不要)
- ▼通知の対象となる証明書
 - ・住民票の写し(除票を含む)
 - ・住民票記載事項証明書
 - ・戸籍の附票の写し(除附票を含む)
 - ・戸籍謄本および抄本(除籍を含む)
 - ・戸籍記載事項証明書(除籍を含む)

問(市)市民課

三木市技能顕功賞

市では優れた技能を持ち、地域社会に貢献した方を表彰しています。なお、表彰式は12月8日(土)に教育センターで行います。

- ▼受賞者(敬称略)
- 【左官】 足立 純
 - 【美容師】 石田照樹
 - 【配管工】 榎原香苗
 - 【植木造園職】 村上哲朗
 - 【鋸製造職】 吉川昌二
 - 【建築板金工】 渡瀬一美

兵庫県技能顕功賞

県では技能水準の向上に貢献し、その功績が顕著な方を表彰しています。三木市から3名が選ばれ、11月13日に兵庫県公館で表彰式が行われました。



- ▼受賞者(敬称略)
- 【手かじ(鍛造)工】 井藤明宏
 - 【産業用機械組立工】 内藤義徳
 - 【自由鍛造工】 福島保弘

問(市)商工振興課

市内で創業を希望する皆さんへ 起業ビジネスプラン塾

- ▼日時 平成31年1月12日、19日、26日、2月2日、23日
- ▼午後1時30分~4時30分(土曜 全5回)
- ▼場所 サンライフ三木 2階研修室
- ▼対象者 創業を考えている方、創業後5年未満の方、経営を学びたい方
- ▼内容 経営、財務、販路開拓、人材育成、ビジネスプランの作り方・プレゼンテーション
- ▼講師 中小企業支援コーディネーター(中小企業診断士)

- ▼受講料 1,000円
- ▼申込方法 電話または窓口で申し込んでください。
- ▼定員 先着20名
- ▼受講者のメリット
 - ・市内で会社を設立する場合の登録免許税軽減
 - ・日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件などの緩和
 - ・創業支援機関では連携して、創業セミナーを年間4回開催します。第4回は当セミナーです。

問・申込 中小企業サポートセンター ☎7018008

みつきナビ 人権の目 相談 健康 暮らし 子育て 募集 教室講座 催し 施設 カメラ日記